

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル	
実施機関の名称	春日部市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課 戸籍担当 電話番号 048(736)1111 内線2655	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務、人口動態事務における、審査、記載、発行、報告に利用する。	
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3父母の氏名、4父母との続柄、5養父母の氏名、6養父母との続柄、7配偶者区分、8名、9生年月日、10戸籍事項（新戸籍の編製に関する事項、氏の変更に関する事項、転籍に関する事項、戸籍の全部の消除に関する事項、戸籍の全部に係る訂正に関する事項、戸籍の再製又は改製に関する事項）、11身分事項（出生に関する事項、認知に関する事項、養子縁組又はその離縁に関する事項、離縁の際に称していた氏を称することに関する事項、婚姻又は離婚に関する事項、離婚の際に称していた氏を称することに関する事項、親権又は滞成年の後見に関する事項、死亡または失踪に関する事項、生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項、推定相続人の廃除に関する事項、入籍に関する事項、分籍に関する事項、国籍の得喪に関する事項、日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項、氏の変更に関する事項、名の変更に関する事項、就籍に関する事項、性別の取扱変更に関する事項、犯歴）	
記録範囲	本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求により、本人、親族、法務省及び関係人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	春日部市 総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1  春日部市 市民生活部 市民生活部 庄和総合支所 総務担当 〒344-0192 埼玉県春日部市金崎839番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法(庄和22年法律第224号)第113条に基づき、家庭裁判所の許可を得て戸籍訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条所要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		
	登録番号	5-8